愛知県労働保険指導協会だより

平成29年初夏号

平成29年第１期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

就労が認められる外国人とは？／在留資格の確認方法／雇用手続き
外国人雇用の基礎知識…P2～P3

高年齢者雇用支援の柱の給付（雇用保険）
高年齢雇用継続給付…P４～P５

65歳超雇用推進助成金／高年齢者雇用安定助成金の高年齢者活用促進コース＆高年齢者無期雇用転換コース
高年齢者雇用の助成金…P６

マイナンバー／短時間労働者の健康保険・厚生年金保険／年金の受給資格期間が10年に短縮
法改正情報…P７

65歳以上の方も雇用保険適用／健康保険・厚生年金保険の強制加入指導
社会保険に加入しましょう…P８

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 052-249-4334

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「愛知県労働保険指導協会ブログ」「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」

社会保険に加入しましょう

（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険）

経営者の方も
所得補償のある労災保険
に任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。 当会の事業所様は、
ご加入済みです。 ただし、 経営者の方のご
加入は、 別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

健康保険

法改正
28 年 10 月より
従業員 501 人以上の事業所で
健康保険・厚生年金保険の
加入対象が広がりました。
詳しくは7ページ

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、 理容業、 税理士等の一部の
業種は任意加入）

雇用保険

法改正
29 年１月より
65 歳以上が加入対象
雇用保険の適用拡大。
雇用保険の給付は
４～５ページ

1人でも従業員を
雇っていれば加入義務あり。
パートさんは、
31日以上引き続き雇用が見込まれ、
1週間の所定労働時間が 20 時間以上の場合
には加入の義務があります。

厚生年金

立入り検査による
強制加入指導が始まって
います。速やかに自主的に
加入しましょう

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、 理容業、 税理士等の一部の
業種は任意加入）

当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）
★健康保険・厚生年金保険のお手続き
★就業規則や労使協定の作成及び届出
★助成金の申請
★労務相談
★給与計算、等

助成金の記事は
本紙６ページ

社会保険労務士 27 名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、津久井美知子、塩島英和、西拓也、西村由希恵、武藤雅子、宮山隼輔、舘野真一、山崎勝則、菱野義将、山崎千恵理、 山本均、小山真史、井上京子、佐藤香菜美、有田公明、髙橋隆誠、清水祥子、齋藤慎、沼田敦、内野大輔、竹内俊介

最高責任社会保険労務士事務所の所員と
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより　検索

西村治彦の日記　検索

詳しくは当会まで　☎ 052-249-4334

愛知県労働保険指導協会のブログを公開中
愛知県労働保険指導協会　検索

編集と発行　労働保険事務組合 愛知県労働保険指導協会

〒460-0008 名古屋市中区栄4-17-20-305　電話：052-249-4334　FAX：052-249-4335
E-mail：info@aichi-kyoukai.com　URL http：//www.aichi-kyoukai.com/